

## がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針の主な改正点 新旧対照表【概要】

区 分	地域がん診療連携拠点病院	
	新（令和4年8月1日整備指針）	旧（平成30年7月31日整備指針）
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。</u></li> <li>・ <u>がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。</u></li> <li>・ <u>がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、診療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線治療に関する機器の設置（リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。）</li> <li>・ 外来薬物療法室の設置</li> <li>・ 原則として集中治療室設置</li> <li>・ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置</li> <li>・ 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置</li> <li>・ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。</li> </ul>
医療従事者		
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術療法に携わる常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 放射線診断に携わる専任の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 放射線治療に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 薬物療法に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 緩和ケアチームに身体症状の緩和に携わる専任の常勤医師 1 名以上（専従が望ましい）</li> <li>・ 緩和ケアチームに精神症状の緩和に携わる常勤医師 1 名以上（専任が望ましい）</li> <li>・ 病理診断に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術療法に携わる常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 放射線診断に携わる専任の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 放射線治療に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 薬物療法に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 身体症状緩和に携わるの専任の常勤医師 1 名以上（専従が望ましい）</li> <li>・ 精神症状緩和に携わる常勤医師 1 名以上（専任が望ましい）</li> <li>・ 病理診断に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> </ul> <p>当該二次医療圏の医師数が概ね 300 人を下回る二次医療圏においては、2022年3月31日までの間、次の医師の配置は、必須要件とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線診断に携わる専任の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 放射線治療に携わる専従の常勤医師 1 名以上</li> <li>・ 病理診断に携わる専従の常勤医師 1 人以上</li> </ul>
放射線技師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>※必須ではないが、次期の改定において必須要件となる可能性が高い</u></li> <li>・ <u>放射線治療に携わる常勤の放射線技師を 2 名以上</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専従の放射線治療に携わる常勤の放射線技師を 1 名以上（当該技師含め 2 名以上の配置、放射線治療専門放射線技師が望ましい）</li> </ul>
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の薬物療法に携わる常勤の薬剤師 1 名以上（がん専門薬剤師等であることが望ましい）</li> <li>・ <u>緩和ケアチームに緩和ケアに携わる薬剤師 1 名以上（要件に規定された専門資格を有する者であること、他部署との兼任可能）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の薬物療法に携わる常勤の薬剤師 1 名以上（がん専門薬剤師等であることが望ましい）</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線治療部門に専従の常勤看護師を 1 名以上（がん放射線療法看護認定看護師であることが望ましい。）</li> <li>・ 外来化学療法室に専従の常勤看護師 1 名以上（がん看護専門看護師等であることが望ましい）</li> <li>・ 緩和ケアチームに常勤の専従看護師 1 名以上（要件に規定された専門看護師であること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線治療室への常勤、専任看護師 1 名以上（がん放射線療法看護認定看護師であることが望ましい）</li> <li>・ 外来薬物療法室に専従で常勤の看護師 1 名以上（がん看護専門看護師等であることが望ましい）</li> <li>・ 緩和ケアチームに専従で常勤の看護師 1 名以上（要件に規定された専門看護師であること）</li> </ul>
その他の職種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緩和ケアチームに相談支援に携わる者 1 名以上（社会福祉士等であることが望ましい、他部署との兼任可能）</u></li> <li>・ <u>専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤の技術者 1 名以上（医学物理士であることが望ましい）</u></li> <li>・ 専任の細胞診断業務に携わる者 1 名以上（細胞検査士が望ましい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤の技術者 1 名以上（医学物理士であることが望ましい）</li> <li>・ 専任の細胞診断業務に携わる者 1 名以上（細胞検査士が望ましい）</li> </ul>
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ 1 人ずつ配置（相談員基礎研修 1～3 を修了していること、<u>1 名は社会福祉士であることが望ましい</u>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ 1 人ずつ配置（相談員基礎研修 1～3 を修了していること）</li> </ul>
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修を修了した専従の院内がん登録実務者 1 人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修を修了した専従の院内がん登録実務者 1 人以上</li> </ul>

## がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針の主な改正点 新旧対照表【概要】

区 分	地域がん診療連携拠点病院	
	新（令和4年8月1日整備指針）	旧（平成30年7月31日整備指針）
情報提供・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん教育について、学校等に外部講師として医療従事者を派遣することが望ましい。</li> <li><u>当該がん医療圏内でのがん診療に関する情報について広報すること。</u></li> <li><u>参加中の治験について広報すること。</u></li> <li><u>患者に対して適切な情報提供を行うこと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん教育について、学校等に外部講師として医療従事者を派遣することが望ましい。</li> </ul>
臨床研究及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。<u>また、連絡先を国立がん研究センターに登録すること。</u></li> <li><u>治験を含む臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター（CRC）を設置すること。治験を除く臨床研究を行う場合は法律に基づく体制を整備すること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。</li> </ul>
医療安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。</u></li> <li><u>日本医療機能評価機構の審査等の評価を受けていること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全管理を行う部門を設置し、部門長として常勤医師を配置</li> <li>医療安全管理を行う者として、専任、常勤薬剤師及び専従、常勤看護師を配置</li> </ul>
指定の類型	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>拠点病院等のうち、指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が生じた場合は、拠点病院等（特例型）として、1年の期間を定めて指定を行うことができる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療機能等が高い医療機関を地域拠点病院（高度型）として、指定の類型を定めることができる。同一の医療圏に1力所とする。</li> <li>地域拠点病院のうち、指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が生じた医療機関を地域拠点病院（特例型）として、指定の類型を定めることができる。</li> </ul>
更新の手続き	<p>次の要件を満たさない場合は、<b>令和5年4月からの2年間</b>に限り指定の更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。</u></li> </ul>	<p>次の要件を満たさない場合は、平成31年4月1日からの1年間に限り指定の更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線診断に携わる専任の常勤医師1名以上</li> <li>薬物療法に携わる専従の常勤医師1名以上</li> <li>身体症状緩和専門の専任の常勤医師が1名以上（専従が望ましい）</li> <li>外来薬物療法室に専従で常勤の看護師1名以上（がん看護専門看護師等であることが望ましい）</li> <li>診療実績の緩和ケアチームの新規介入患者数50人以上</li> <li>医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受講すること。</li> </ul>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>次の要件を満たさない場合は、平成31年4月1日からの2年間に限り指定の更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線治療に携わる専従の常勤医師1名以上</li> </ul>
	<p><u>拠点病院等（特例型）の指定を受けた医療機関が、1年以内に全ての指定要件を充足することができなかつた場合は、指定の検討会を踏まえ指定の更新を行わないことができる。</u></p>	<p>地域拠点病院（特例型）として、指定を受けている医療機関にあっては、更新時に指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。</p>
有効期間内の手続き	<p>指定の有効期間内において、指定要件を満たしていないことが確認された場合は、厚生労働大臣は、当該拠点病院に対し、以下の対応を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 勧告</li> <li>② 指定の取り消し</li> <li>③ 地域拠点病院における指定類型の見直し</li> </ol>	<p>指定の有効期間内において、指定要件を満たしていないことが確認された場合は、厚生労働大臣は、当該拠点病院に対し、以下の対応を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 勧告</li> <li>② 指定の取り消し</li> <li>③ 地域拠点病院における指定類型の見直し</li> </ol>
	<p><u>拠点病院等（特例型）の指定の類型は、1年以内に指定要件の充足状況が改善された場合に、指定の検討会の意見を踏まえ、見直すことができる。</u></p>	<p>地域拠点病院（高度型）及び（特例型）の指定の類型は、有効期間中に指定要件の充足状況が改善された場合等に、指定期間中に見直すことができる。</p>